別表第三（第四条関係）

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	七
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四
専門分野	基礎義肢装具学	九
	義肢学	四
	装具学	七
	福祉用具学	二
	臨床実習	九
合計		五十二

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習九単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十三単位以上（うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和六年四月一日から、別表第三の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日において現に義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一号の指定を受けている学校又は義肢装具士養成所（以下「養成所」という。）において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の義肢装具士学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　令和六年四月一日において現に法第十四条第二号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　令和七年四月一日において現に法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省令第四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第八章　（略）	第一章～第八章　（略）
第九章　雑則（第百六十五条の二―第百六十五条の七）	第九章　雑則（第百六十五条の二―第百六十五条の六）
第十章　（略）	第十章　（略）
附則	附則

（傍線部分は改正部分）

別表第三（第四条関係）

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	六
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	五
専門分野	基礎義肢装具学	十
	応用義肢装具学	十一
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	臨床実習	三
合計		四十五

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習三単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十二単位以上（うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十一単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

（新設）